

平成27年4月30日 施行

平成28年5月2日 改正

## 正副議長志願者の所信表明実施要領

長与町議会基本条例（平成25年条例30号）第5条に定める所信表明については、議長及び副議長の職を志願するものが、本会議において、議会運営・議会改革に係る所信を明確に表明することで、正副議長選出過程の透明性の確保、町民に対する説明責任を果たすことにもなる。

長与町議会基本条例の基軸である「町民とともに歩む議会」実現を目指し、公正性、透明性及び信頼性を重視した議会づくりに資することを目的として開催する。

### 1. 所信表明の日程等の通知

議長選挙及び副議長選挙を行う臨時会等の招集通知と合わせて、所信表明についての実施について全議員に通知する。

通知に当たっては、地方自治法では立候補の準用規定がないことから、所信表明をしないことで当選が無効となることはない旨を明記する。

### 2. 所信表明の申出

議長及び副議長選挙の所信表明は重複して志願することができるものとし、それぞれの「所信表明申出書」を提出する。

所信表明をしようとする者は、「所信の概要を記載した書面」を添えて、様式1「所信表明申出書」を議長選挙及び副議長選挙を行う臨時会等の招集日の午前9時までに、議会事務局長に提出する。

### 3. 所信表明申出の撤回

所信表明の申出を撤回する場合は、様式2「所信表明申出撤回書」を議長選挙及び副議長選挙を行う臨時会等開会までに、議会事務局長に提出しなければならない。

### 4. 所信表明の方法

#### （1）議長選挙

##### ①開催日時・場所

議長選挙及び副議長選挙を行う臨時会等時に、議場で行う。

##### ②進行

議長選挙は、地方自治法、会議規則及び申し合わせ等により行う。

##### ③所信表明の順序

所信表明の順序については、所信表明の申出順に、本人のくじ引きで決定する。

##### ④所信表明の時間

所信表明は演壇で行い、持ち時間は5分以内とする。

##### ⑤所信表明に対する質疑・賛意表明

所信表明者に対する質疑及び応援演説は実施しない。

##### ⑥所信表明を行わない議員への投票

有効とする。

#### （2）副議長選挙

選挙の進行は議長が行い、議長選挙に準じて行う。